

平成23年度 中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会） 派遣事業の手引き



平成23年4月

独立行政法人中小企業基盤整備機構
地域経済振興部 まちづくり推進課

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣制度のご案内

こんなお悩みをお持ちの中心市街地活性化協議会等の方に、機構登録の専門家が適切にアドバイスをを行います。

協議会を設置したいけどどうしたらいいの？
協議会が設置されたもののなかなかうまく運営出来ない。
基本計画掲載事業をうまく進めたい！

■■中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)制度とは■■

中心市街地の活性化に関して悩みを持つ中心市街地活性化協議会(立ち上げようとする組織・団体を含む)に対して、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、アドバイスを行う公的サービスです。

3人・日まで無料

- ・派遣累計日数が3人・日まで(基本計画認定地域は5人・日まで)は、派遣に係る費用を中小機構が負担します。
- ・派遣累計日数が無料期間を超える場合は、アドバイザー派遣費用の一部(1日あたり16,700円)が利用者負担になります。

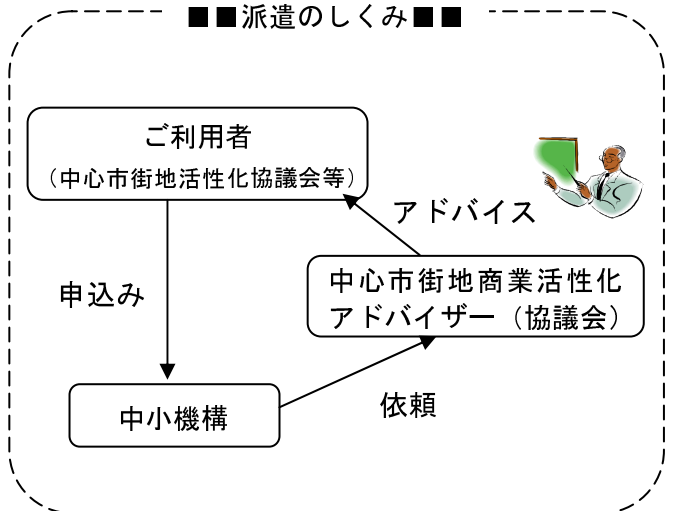
年間60人・日までご利用が可能

- ・年間で最大60人・日までご利用できます。

専門家が対応

- ・中心市街地の活性化に関して様々な知識・経験・ノウハウを持つスペシャリストを派遣します。

■■派遣のしくみ■■



■■ご利用できる方■■

- ① 中心市街地活性化協議会
- ② 中心市街地活性化法第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を立ち上げようとする組織・団体(例: 商工会議所・商工会、まちづくり会社等)
※ 中心市街地活性化協議会が設置されている場合は必ず協議会名でお申込み下さい。

■■申込方法■■

別添申込書にご相談内容及び希望アドバイザー等、必要事項をご記入の上お申込みください(派遣の内容・方法等については、お気軽に下記までご相談ください)。

制度の詳細な内容や手続方法等につきましては、次ページ以降の各項目をご覧ください。

派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)をご送付してください。

お問合せ
はこちら

中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 まちづくり推進課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-5470-1632 FAX 03-5470-1178

URL <http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html>

I. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣制度

本制度の主な特長は、以下のとおりです。

1. 中心市街地活性化協議会または協議会を立ち上げようとする組織・団体(以下、「協議会等」という)に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という)に登録された中心市街地活性化に関する各分野の専門家を派遣し、協議会の設立・運営、商業機能の整備、ソフト事業の実施等に係るアドバイスが受けられます。
2. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣に係る謝金・旅費等の費用は、中小機構が負担します。なお、1派遣先に対する年間の派遣累計日数が3人・日(基本計画認定地域は5人・日)を超える場合は、派遣費用の一部(1日あたり16,700円)をご負担いただきます。
なお、派遣途中に基本計画の認定があった場合は、2人・日の無料期間を付与いたします。追加で付与された無料期間は、認定日以降の申込みにおいて利用できます。

II. 主なアドバイスの内容

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)からは、協議会等に対し、以下のような中心市街地活性化事業に関するアドバイスを受けることができます。

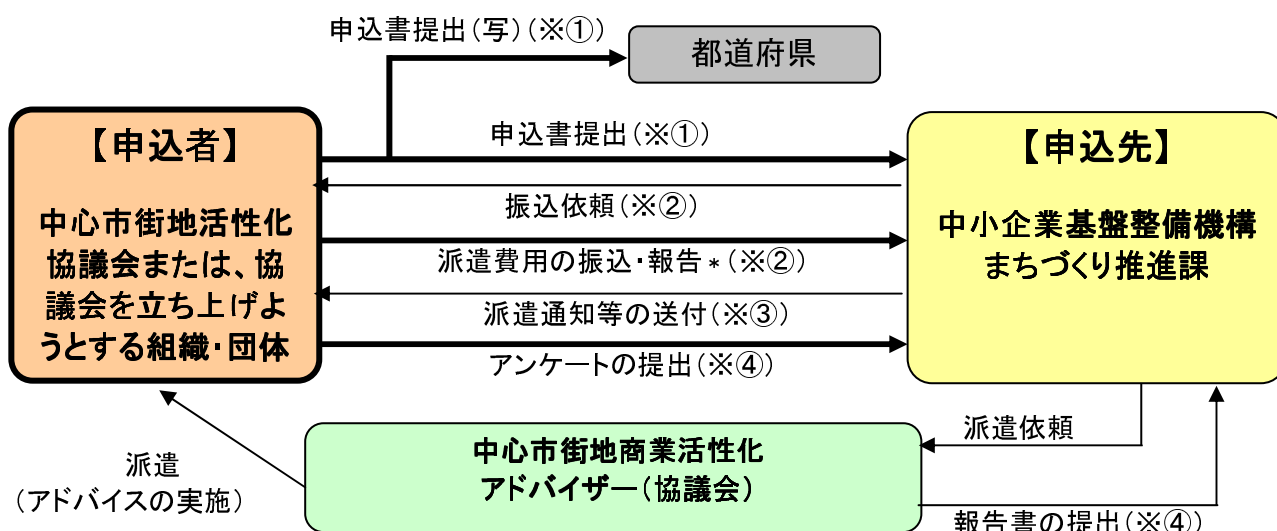
1. 中心市街地活性化協議会の設立、運営に係るアドバイス
 - 1) 協議会組織体制及び規約等のルールづくり
 - 2) 協議会の運営方法
 - 3) その他
2. 計画策定、事業の実施に係るアドバイス
 - 1) 商業ゾーンの方向性
 - 2) 商業機能の整備
 - 1 街並みの整備
 - 2 業種・業態の構成
 - 3 商業施設の配置
 - 4 核店舗の整備
 - 5 駐車場等の商業関連施設の整備
 - 6 文化・コミュニティ施設の整備
 - 7 交通・道路の整備
 - 8 空き地・空店舗の整備
 - 9 その他
 - 3) 共同ソフト事業の実施
 - 1 合同イベントの開催
 - 2 カード化事業
 - 3 パーク&ライドシステム
 - 4 一括宅配サービス
 - 5 その他

【派遣申込みにおける注意事項】

- ① アドバイスは、原則としてお申込者である中心市街地活性化協議会等に対して行います。
- ② 「2. 計画策定、事業の実施に関するアドバイス」につきましては、認定基本計画に記載されている事業に限ります。また、基本計画認定前でも掲載が見込まれる事業(素案等に記載されているなど)であれば派遣をいたします。

Ⅲ. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣の申込手続き

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)の派遣を申し込まれる場合の手続きは、次のとおりです。



* 上記②については、無料派遣期間を超える場合の手続となります。

※① 申込み手続き(協議会→中小機構)

派遣申込者は、次の書類全てに必要な事項を記入し、電子メールやFAXにて申込み内容について確認を受けた後に中小機構に送付して下さい。なお、派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)を必ず送付して下さい。

(初回申込み時に必要な書類)

(様式第1)	「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1-1)	全ての申込者
	「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第1-2)	全ての申込者
	「アドバイスを受たい事業の概要」(様式第1-3) ※認定基本計画の該当箇所の写しも添付して下さい。	(様式第1-1)「2. アドバイスを受たい事業の名称」に記載がある場合
(様式第2)	「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)年間利用計画書」(様式第2)	全ての申込者
(様式第3)	「中心市街地活性化への取り組み状況説明書(市町村・協議会)」(様式第3-1,2)	協議会未設置かつ基本計画未認定の場合
	「協議会規約」及び「協議会構成員名簿」及び「中心市街地活性化への取り組み状況説明書(市町村)」(様式第3-1)	協議会設置済みかつ基本計画未認定の場合
	「協議会規約」及び「協議会構成員名簿」	協議会設置済みかつ基本計画認定済みの場合

同一月内に複数のアドバイザーの派遣を希望される場合は、アドバイザー毎に(様式第1-1)を提出して下さい。

(2回目以降申込み時に必要な書類)

(様式第1)	「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1)	全ての申込者
	「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第1-2)	全ての申込者
	「アドバイスを受たい事業の概要」(様式第1-3)	(様式第1-1)「2. アドバイスを受たい事業の名称」に事業を追加記載した場合
(様式第2)	再度「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)年間利用計画書」(様式第2)	年間利用予定が当初予定より増減する場合、年間目標が変わった場合

※② 派遣通知及び受益者負担振込依頼書(中小機構→協議会)

中小機構は、アドバイザー選定後に派遣申込者に対し、「派遣通知書」(様式第 7)を送付して、アドバイザーの派遣予定についてご連絡いたします。無料派遣期間を超えた場合は、同時に「振込依頼書」(様式第 8)を送付します。

※③ 振込(協議会→中小機構)

受益者負担が発生する場合は、振込依頼書の金額等を確認し中小機構へ振り込んでください(この場合、振込手数料は申込者負担となります)。また、誠に恐縮ですが、事務の迅速化を図るため「振込依頼書」(様式第 8)に振込日、振込銀行を記入し、振込み控えを添付の上、中小機構あて FAX して下さい。なお、振込は原則として派遣開始日の 7 営業日前(土日、祝日を含めません)までに行ってください。

※④ アドバイス内容報告(協議会→中小機構)

申込者は、アドバイス終了後「アドバイス内容報告書(アンケート)」(様式第 12)にアドバイスを受けた日時、内容等を記載し、速やかに電子メール(送信先: machi-ad1@smrj.go.jp)または郵送にて、派遣日より 15 日以内に送付頂きます様をお願いします。

本報告書(アンケート)を長期間提出していない場合、派遣申込みを受付けない場合がありますのでご注意ください。

※⑤ 基本計画認定による無料期間付与申請

基本計画の認定を受けた場合に付与される 2 人日分の無料派遣を申請するときは、※①の書類に「無料期間付与申請書」(様式第 4)と当該基本計画の概要版を添付して下さい。

IV. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣に係る留意事項

1. 派遣申込みのできる者

中心市街地活性化協議会の代表者または、中心市街地活性化協議会を立ち上げようとする組織・団体(例:商工会議所、商工会、まちづくり会社等)。(以下、「協議会等」という。)

2. 派遣期間

①派遣期間は、一協議会等に対し上限日数60人・日以内とします。

②派遣のお申込みは、月単位とし、「派遣申込書」(様式第 1-1)及び「派遣希望月報」(様式第 1-2)を提出していただきます。翌月にまたがって派遣を希望される場合は、派遣を希望される月毎に「派遣申込書」(様式第 1-1)と「派遣希望月報」(様式第 1-2)をその月毎に提出していただきます。

③登録されている中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)の中から貴機関で特に派遣を希望される場合は、派遣申込書の「希望されるアドバイザー名」欄に記入して下さい。

3. 派遣申込期間

派遣申込は、原則として派遣希望日の1カ月前までに行ってください。

なお、派遣希望日直前のお申込みの場合、派遣申込みをお断りする場合があります。

4. 受益者負担の振込

一協議会等に対し、無料派遣期間を超えた場合、アドバイザー派遣費用の一部(1日あたり 16,700 円)がご利用者の負担となります。

申込み受付後、派遣日程等についてアドバイザーと調整を行い、「派遣通知書」(様式第 7)と併せて「振込依頼書」(様式第 8)及び中小機構所定の「振込用紙」を送付しますので、振込期限までに受益者負担分の振込みをお願いいたします。

誠に恐縮ですが、事務の迅速化を図るため「振込依頼書」(様式第 8)に振込日、振込銀行を記入し、振込み控えを添付の上、中小機構あてに FAX して下さい。なお、振込は原則として派遣開始日の 7 営業日前(土日、祝日を含めません)までに行ってください。

なお、アドバイザー派遣に係る旅費については、利用者の負担が発生した後も中小機構が全額を負担いたします。

5. アドバイスの期間

アドバイスは、1日(6~8時間)又は半日(3~4時間)を目安としますが、アドバイスの開始時刻等の

状況に応じ、時間調整することもあります。

6. 派遣状況等報告書(兼)中心市街地活性化協議会設置計画書

中心市街地活性化協議会が未設置の場合において、派遣日数が30人日を超える場合は、30人日数を超える申し込みを行う前に、それまでのアドバイザー派遣による効果、今後の派遣の必要性に加え、30人日を超える時点から起算して1年以内に協議会を設置する予定について取りまとめた「派遣状況等報告書(兼)中心市街地活性化協議会設置計画書」(様式第16)を提出していただきます。

7. 派遣状況等報告書(兼)中心市街地活性化基本計画策定計画書

中心市街地活性化基本計画が未策定の場合において、派遣日数が30人日を超える場合は、30人日数を超える申し込みを行う前に、それまでのアドバイザー派遣による効果、今後の派遣の必要性に加え、30人日を超える時点から起算して2年以内に基本計画を策定する予定について取りまとめた「派遣状況等報告書(兼)中心市街地活性化基本計画策定計画書」(様式第17)を提出していただきます。

8. 派遣状況等報告書

中心市街地活性化基本計画が認定されている場合において、派遣日数が30人日を超える場合は、30人日数を超える申し込みを行う前に、それまでのアドバイザー派遣による効果、今後の派遣の必要性等について取りまとめた「派遣状況等報告書」(様式第13)を提出していただきます。

9. 派遣期間中に基本計画が認定された場合の手続き

派遣期間中に基本計画が認定された場合は、翌月以降の申込みの際に2人日分の無料期間を付与いたしますので、派遣申込書と併せ(様式第4)の提出をお願いいたします。

平成23年度の運用について(概念図)

本運用については、限りある予算を効果的・効率的に運用するための措置ですのでご了承下さい。

		無料期間を超える利用	30人日を超える利用(60人日迄)
協議会が未設置		3人・日を超える利用で受益者負担が発生します。	「派遣状況報告書(兼)中心市街地活性化協議会設置計画書」(様式16)を提出いただきます。 ※1年以内に協議会を設置する予定がない場合は派遣できません。
協議会が設置済	基本計画が未認定		「派遣状況報告書(兼)中心市街地活性化基本計画策定計画書」(様式17)を提出いただきます。 ※2年以内に基本計画を策定する予定がない場合は派遣できません。
	基本計画は認定済	5人・日を超える利用で受益者負担が発生します。	「派遣状況等報告書」(様式13)をご提出いただきます。

- ※ 派遣の日程が確定した後は、原則として日程の変更はできませんのでご注意ください。なお、緊急の事情により、やむを得ず中止及び日時等の変更がある場合は、直ちに中小機構に連絡してください(ご利用者の負担分入金後の変更については、様式第9、様式10によるものとします)。派遣日程どおりにアドバイスがされていなかったことが判明した場合、当該事業年度の派遣を中止することがあります。
- ※ 派遣申込みから派遣決定までの間、申込み内容の確認のためにヒアリングを行うことがあります。
- ※ また、派遣日に予告なく当機構の職員が派遣先に電話または直接出向く等により、アドバイス実施状況について確認させていただくことがありますので、予めご承知おきください。